

社会福祉法人尼崎たんぽぽ福祉会 定款

社会福祉法人尼崎たんぽぽ福祉会定款（平成18年7月5日認可）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、地域社会において、児童がその個性を尊重されつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の第二種社会福祉事業を行う。

- （1）保育所の経営
- （2）一時預かり事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人尼崎たんぽぽ福祉会という。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、第1条の事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、地域の子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を兵庫県尼崎市常光寺1丁目10番1号に置く。

第2章 評議員

（評議員の設置）

第5条 この法人に評議員7名を置く。

2 評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

（評議員選任・解任委員会）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置く。

2 評議員選任・解任委員会は、次の委員で構成する。

- （1）監事2名
- （2）この法人の外部の者で識見を有するもののうちから理事会が選任した委員2名
- （3）役員以外の職員のうちから理事会が選任した委員1名

3 評議員選任・解任委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任

期の満了する日までとする。

- 4 理事長は、理事会の決議に基づき、評議員の選任候補者の推薦及び解任について評議員選任・解任委員会に提案する。この場合において、その者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を明らかにしなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、第2項第2号の委員1名以上が出席し、かつ、その委員の1名以上が賛成することを要する。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 第5条第1項に定める評議員の員数が欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会の承認を得た第10条第2号に定める基準に従って算定した額の報酬を支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員（以下この条において「議決権を有する評議員」という。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権を有する評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 前2項の規定にかかわらず、議決権を有する評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会に出席した評議員のうちから選出された3名の評議員が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 第 15 条第 1 項に定める理事又は監事の員数が欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対し、評議員会の承認を得た第 10 条第 2 号に定める基準に従って算定した額の報酬等を支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任し、及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事(次項において「議決権を有する理事」という。)の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議の目的である事項についての提案につき、議決権を有する理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長、理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

兵庫県尼崎市常光寺1丁目24番地47、24番地5所在の鉄筋コンクリート造、亜鉛メッキ鋼板葺き2階建尼崎たんぽぽ保育園園舎 一棟
(478.22平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに、基本財産に組み入れるために必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、尼崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、尼崎市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出した者に帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、尼崎市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を尼崎市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人尼崎たんぽぽ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(定款等の備置き及び閲覧)

第40条 この法人は、この定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 この法人は、次に掲げる書類を、5年間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 第32条第1項に掲げる書類

(2) 監査報告

- (3) 理事、監事及び評議員の名簿
- (4) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 (平成18年7月5日認可)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	瀬川	忠泰
理事	佐伯	光昭
〃	大垣	正男
〃	竹内	佳寿子
〃	川崎	温子
〃	前田	由季子
監事	小林	金次郎
〃	新木	芳夫

附 則 (平成29年1月27日認可)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、この定款の認可の日から施行する。

社会福祉法人尼崎たんぽぽ福社会役員報酬等支給基準

第1条 社会福祉法人尼崎たんぽぽ福社会定款第10条第2号に規定する理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準を次表のとおり定める。

役員等の区分	報酬等の区分	報酬等の額	支給方法	
			支給時期	支給手段
理事長	報酬	会議への出席その他の法人業務に従事したとき 1日につき、10,000円以内	業務従事月の翌月	口座振替
	夏季一時金	100,000円に正規職員の支給率を乗じた額以内	6月	
	冬季一時金		12月	
	年度末一時金		3月	
その他の理事	報酬	会議への出席その他の法人業務に従事したとき 1日につき、10,000円以内	その都度	現金手渡し
監事	報酬			
評議員	報酬	評議員会への出席 1回につき、10,000円以内		

第2条 同一の日に2以上の業務に従事した場合は、いずれか高い方の報酬のみ支給する。

第3条 定款第22条に定める職員で理事を兼務する場合は、報酬を支給しない。

附 則

この支給基準は、平成29年4月1日から適用する。

この支給基準は、平成31年3月1日から適用する。